岩国市医師会施設使用管理料の徴収に関することについて

一般社団法人 岩国市医師会 会 長 小 林 元 壯 財務担当理事 桑 原 直 昭

平素より、地域医療推進にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、施設運営の維持継続の為、施設を利用される場合、施 設使用管理料をいただくことになりました。

医療情勢厳しき時ではございますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上 げます。

詳細につきましては、下記のとおりとなりますので周知方よろしくお願いいたします。 なお、事前に岩国市医師会施設使用申込書のご提出をいただくことになります。

ご不明な点がございましたら、施設ご使用の際に岩国市医師会事務局までお問い合わせ下さい。

記

岩国市医師会施設使用管理料(4階講堂・2階研修室・2階会議室)について

(目 的)

地域医療推進のための講演会、会議等で施設を利用する場合は、施設の使用を含む管理費用等を徴収し、施設運営の維持継続を目的とする。

ただし、岩国市医師会の運営に係る利用についてはこの限りではない。

(料 金)

1、5時間以内で使用する場合は

4階 講 堂 30,000円

2階 研修室 10,000円

2階 会議室 10,000円 (但し 税別とする。)

- 2、5時間を超えて使用する場合は、1時間ごとに4階講堂3,000円、 研修室及び会議室1,000円をそれぞれ加算した金額とする。 なお、超過時間が1時間に満たない場合でも1時間扱いとする。
- 附 則 平成24年1月1日より施行とする。 平成26年4月1日より施行とする。 平成30年6月1日より施行とする。